

見附市告示第40号

見附市定住促進・健幸住宅取得補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年3月30日

見附市長 稲田 亮

見附市定住促進・健幸住宅取得補助金交付要綱の一部を改正する要綱

見附市定住促進・健幸住宅取得補助金交付要綱(平成26年見附市告示第88号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める

見附市定住促進住宅取得補助金交付要綱

第1条中「健幸住宅の建設を促進するため」を削る。

第2条中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号から第14号までを1号ずつ繰り上げ、同条に次の1号を加える。

(14) 市内施工業者 住宅建築を業とする本市に本店又は支店を有する法人又は個人事業主をいう。

第4条第1号中「地域コミュニティゾーン」を「居住誘導区域内又は地域コミュニティゾーン内」に改め、同条に次の1項を加える。

2 交付対象者が市内施工業者との契約により住宅を取得した場合は、10万円を前項各号の補助金の額に加算する。

第5条第1項各号列記以外の部分中「・健幸」を削り、同項第7号中「見附市定住促進・健幸住宅取得判定基準判定シート」を「門灯又は玄関灯の設置予定場所が分かる図面及び、設備の性能が確認できる製品カタログ等の写し」に改める。

第6条から第9条まで、第10条第2項及び第11条第2項中「・健幸」を削る。

様式第1号中「見附市定住促進・健幸住宅取得補助金」を「見附市定住促進人住宅取得補助金」に、「見附市定住促進・健幸住宅取得判定基準判定シート」を「門灯又は玄関灯の設置予定場所がわかる図面及び、設備の性能が確認できる製品カタログ等の写し」に改める。

様式第2号、様式第3号、様式第4号、様式第5号、様式第6号、様式第7号、様式第8号及び第9号中「見附市定住促進・健幸住宅取得補助金」を「見附市定住

促人住宅取得補助金」に改める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。